

都市部駐車施設の発展推進に関する意見

調査部アジア調査チーム研究員

劉家敏

03-3591-1384

jjamin.liu@mizuho-ir.co.jp

【要点】

- 中国国家発展改革委員会・住宅都市農村建設部・公安部・自然資源部は、2021年5月21日に国務院弁公庁経由で「都市部駐車施設の発展推進に関する意見」（中国語名「关于推动城市停车设施发展意见」、以下「意見」）を発表した。
- 中国都市部の自家用乗用車の100世帯当たり保有台数は、2003年の1台から2020年には45台に上昇した。しかし、近年では、同指標の伸び悩みが見られた。駐車スペースの不足が阻害要因として考えられる。2020年には8,000万台の供給不足が試算される。自動車関連の消費拡大を妨げる原因となる駐車スペースの供給不足を解消するために、2015年8月発表の「都市部駐車施設の建設強化に関する指導意見」を補足・強化・具体化して発表したのが、この「意見」である。
- 「意見」では、5大対策が示された。具体的には、(1)駐車施設の計画・建設の推進（計画の指導力強化〔駐車ニーズの実態調査等〕、基本的ニーズの保障強化〔新築住宅の駐車場整備の標準化と既存住宅の駐車場拡大等〕、外出で生じたニーズの充足〔重点場所での駐車場整備等〕、駐車場との乗り継ぎの強化〔軌道系交通システムの郊外にある乗車駅における「P+R」〈Park and Ride〉施設の整備促進等〕）、(2)駐車施設の品質・効率性の向上加速（関連設備・技術のレベルアップ〔生産企業の技術革新への支援強化等〕、駐車情報管理の最適化〔駐車情報のリアルタイム化と共有の促進等〕、駐車サービスのスマート化〔新技術・新モデルの応用促進等〕、駐車場シェアリングの促進）、(3)資金・土地供給面での政策保障の強化（民間資本参入の奨励〔共同投資・共同運営型駐車施設の建設推進等〕、金融支援方式の革新〔資産証券化を通じたストック（資産）の活性化等〕、駐車施設に関わる土地政策の見直し〔地下空間の活用に関する土地開発実施細則の制定等〕）、(4)良好な市場環境の形成（市場参入規制の緩和、建設・運営への監督管理の強化、駐車料金政策の最適化〔需給に基づく料金徴収メカニズムの確立等〕、標準体系の整備〔駐車施設の建設・運営・管理の標準化推進等〕）、(5)駐車管理の法的保障の健全化（駐車関連の法制度整備、法に基づく駐車秩序の確立〔連携した法執行メカニズムの整備等〕）、である。

【構成(概要)】

「都市部駐車施設の発展推進に関する意見」

(国弁函 [2021] 46号)

成立日：2021年5月7日、発表日：2021年5月21日

1. 指導思想・基本原則・主要目標：供給側構造改革に重点を置き、駐車ニーズの効果的充足を通じて、都市運営の効率化と各都市の総合競争力の強化をサポートするとの指導思想により、実行可能な計画と多様な対策、政府誘導と運営の市場化、建設・管理の両方重視と集約的發展、改革・革新とサポート体制の強化を基本原則とし、2025年までに大中小都市で駐車施設を主役とし、路外公共駐車場や路上駐車区間を脇役とする都市駐車システムの整備等、2035年までに合理的な配置と十分な供給、スマートで効率的、便利で利用しやすい都市駐車システムの整備を目標とする。
2. 駐車施設の計画・建設の推進：計画の指導力強化(駐車ニーズの実態調査、駐車施設の供給能力評価制度の整備等)、基本的ニーズの保障強化(新築住宅の駐車場整備の標準化と既存住宅の駐車場拡大等)、外出で生じたニーズの充足(重点場所での駐車場整備等)、駐車場との乗り継ぎの強化(軌道系交通システムの郊外にある乗車駅における「P+R」〔Park and Ride〕施設の整備促進等)。
3. 駐車施設の品質・効率性の向上加速：関連設備・技術のレベルアップ(駐車関連設備の生産企業の技術革新への支援強化、駐車料金システムの電子化等)、駐車情報管理の最適化(駐車情報のリアルタイム化と共有の促進等)、駐車サービスのスマート化(ビッグデータ・IoT・5G・「インターネット+」等の新技術・新モデルの応用促進等)、駐車場シェアリングの促進(効率的利用の推進等)。
4. 資金・土地供給面での政策保障の強化：民間資本参入の奨励(官民連携〔PPP〕等を活用した共同投資・共同運営型駐車施設の建設推進等)、金融支援方式の革新(計画・目標・進捗・政策・管理措置等を明確に示した都市への金融支援の強化、資産証券化を通じたストック(資産)の活性化等)、駐車施設に関わる土地政策の見直し(地下空間の活用に関する土地開発実施細則の制定等)。
5. 良好な市場環境の形成：市場参入規制の緩和(公平・開放的な駐車市場の育成等)、駐車場の建設・運営への監督管理の強化(品質・竣工検査の厳格化等)、駐車料金政策の最適化(需給に基づく料金徴収メカニズムの確立等)、標準体系の整備(駐車施設の建設・運営・管理の標準化推進等)。
6. 駐車管理の法的保障の健全化：駐車関連の法制度整備(駐車施設の不動産登記細則の制定による駐車施設所有権の明確化等)、法に基づく駐車秩序の確立(連携した法執行メカニズムの整備等)。
7. 組織のリーダーシップ強化：組織的実施の強化(駐車施設の計画・建設・管理における都市政府の責任強化等)、宣伝・誘導の強化(駐車関連政策の解説励行、駐車ニーズの実態調査結果の公表等)。

* 中国語全文は、http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-05/21/content_5609800.htm

から入手可能 (2021年6月18日アクセス)

以上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。